

第3回住民基本台帳ネットワークシステム専門調査会 会議要旨

- 1 日時：平成23年5月13日（金）14時～16時
- 2 場所：全国都市会館 第4会議室
- 3 出席者：大山永昭（東京工業大学教授）、石江夏生利（筑波大学准教授）、井堀幹夫（東京大学高齢社会総合研究機構客員研究員）、太田匡彦（東京大学大学院教授）、小尾高史（東京工業大学准教授）、近藤晃司（北海道情報政策課・地域情報化担当課長）、須藤俊明（財団法人藤沢市産業振興財団常務理事）、浜本三千夫（財団法人地方自治情報センター教育研修部長）、林知更（東京大学社会科学研究所准教授）、舟橋要（東京都新宿区戸籍住民課長）、山戸康弘（大分県企画振興部統計調査課長）
- 4 オブザーバー：遠藤紘一（リコージャパン株式会社代表取締役 会長執行役員）、手塚悟（東京工科大学教授）、松尾明（公認会計士）
- 5 議題
 - ・ 社会保障・税に関わる番号制度及び国民ID制度に関する議論を踏まえた住民基本台帳ネットワークシステム等のあり方について

<議事の概要>

- ・ 事務局から上記議題について資料の説明が行われた。
- ・ その後、意見交換が行われた。

- 住基カードは、公的な身分証明書として重要。カードを別々に発行するのは不合理であり、「番号」の記載を希望する者には「番号」を記載し、「番号」の記載を希望しない者には「番号」の記載を行わない選択制とするべき。
- 「番号」の記載を選択制とするとしても、内閣官房と調整するべき。
- 「番号」の記載は、紫外線を当てないと見えないような特殊なインクで印刷することとしてはどうか。
- 自分でカードの「番号」を確認したいというニーズもあるのではないかな。
- 利用者にとって負担してもいいと思える価値をカードに付与する必要があるのではないかな。
- 利用者負担をとらないのであれば、その費用は国が全額負担すべきではないかな。
- 地方公共団体の負担の問題よりも、自己情報コントロール権との関係でICカードの利用者負担を考えるべきではないかな。
- 財源負担は、この検討会で検討するべきものではないのではないかな。
- パソコンを持たない者も、自己情報コントロール権を行使できるよう、公共施設にキオスク端末やパソコンを設置する等の措置が必要ではないかな。

- 現在の住基カードを全部回収し再発行するのは市町村においては事務負担となる。改めてＩＣカードを配り直すことになるのではないか。
- 個人に「番号」を通知する際、「番号」を記録したＩＣタグを添付する方法もあるのではないか。
- 有効期間を５年又は１０年について選択性とすることは鍵の管理が複雑になり困難。
- 公的個人認証サービスが標準搭載されたＩＣカードであれば、カードと公的個人認証サービスを一体ととらえ、有効期間は同一にすべきではないか。
- ＩＣチップの保証期間を考慮し、有効期間は５年とすべきではないか。
- 「番号」の付番事務を自治事務とすると、自治体によって格差が生じかねないことから、法定受託事務とするべきではないか。
- 「番号」の付番事務は、自治事務である住民票コードの住民票への記載事務や住民基本台帳事務と密接に関係する事務であり、法定受託事務として国の関与を強めた形にすることは国家による管理という懸念を招きかねないことから、自治事務とするべきではないか。

＜文責：事務局＞